

ハ、紀元節、明治節、天長節を休日とす

以上休日には日給を支給す但しイ及ロに限り例月の公休日二日の内一日を繰入るるものとす

六、從來支給したる功勞配當金の件

從來支給したる功勞配當金は之を繼續す、今後特に功勞ありと認めたる者に對しては適宜の形にて之に酬ゆ

七、兵役並に忌引に關する件

イ、徵兵検査一日、點呼一日として公休を與へ日給を支給す

ロ、勤務演習は其の間日給の二割を支給す

ハ、忌引は父母妻子の場合に限り公休三日を與へ日給を支給す

八、殘業時間歩増の件

8

定時間外労働は實働一時間に付日給の一割二分の割合を以て計算す

九、皆勤賞制度の件

缺勤したる場合は月二回の公休に對し日給を支給せず、但し已ニむを得ざる事情により前日又は當日午前十時迄に理由と共に事務所に届出たる場合に限り二日分を支給す

○争議解決するや直ちに争議團員は全總同盟九州聯合會の指導により所ニ屬組合として戸畠化學工分會を結成せり状況左の通り

一、日 時 昭和十一年三月二十七日自午前十時至同十一時半
二、場 所 戸畠市參宮通り 爭議團本部
三、參 加 者 五六名

9